# 第1章 計画の構成

### 第1節 計画の趣旨

## 1. 芸北広域環境施設組合について

芸北広域環境施設組合(以下、「本組合」といいます。)は、安芸高田市(旧吉田町・旧八千代町・旧美土里町・旧高宮町・旧甲田町・旧向原町)及び北広島町の一部(旧大朝町・旧千代田町・旧豊平町)の1市1町で構成される一部事務組合です。また、平成29年4月1日から旧芸北町にあたる北広島町芸北地域(以下、「芸北地域」といいます。)の加入が予定されており、これにより、本組合では、安芸高田市及び北広島町の全域のごみ収集処理業務を行うことになります。

### 本組合の事務

- (1) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務
- (2)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務
- (3)ごみの処理業に関する事務

### 2. ごみ処理の現状

近年、我が国では、環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を形成するため、「第3次循環型社会形成推進計画(平成25年5月)」が策定され、廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成や国際的取り組みの推進、災害廃棄物対策が進められています。

広島県では、平成28年3月に第4次広島県廃棄物処理計画を策定し、効率的、安定的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町が取り組みを計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示しています。

本組合では、平成20年3月に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定し、ごみの減量化と 再資源化、適正処理に努めてきました。しかし、本組合のごみ排出量は、人口が減少してい るにも関わらず、増加傾向となっています。また、芸北広域きれいセンターは、竣工から約 20年が経過し、老朽化により処理能力が低下しているため、運転時間を延長することで、ご み排出量の増加に対応しています。

### 3. 計画の趣旨

本組合においては、以前の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定時と比較して、ごみの排出状況も大きく変化し、ごみ処理区域の変更も行われることから、計画全体の見直しが必要な状況です。そのため、今回策定する一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、芸北地域を含めた本組合のごみ処理における現状を整理し、ごみ減量化・再資源化に関する施策と廃棄物処理施設整備の方向性を示し、その計画推進体制を設定することを趣旨として策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

- 一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、 廃棄物に関して市町村が策定する基本計画として、法体系の中に位置づけられています。
- 一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されます。本 計画は、ごみ処理基本計画として、ごみ処理に関する具体的な施策の方向性を示します。

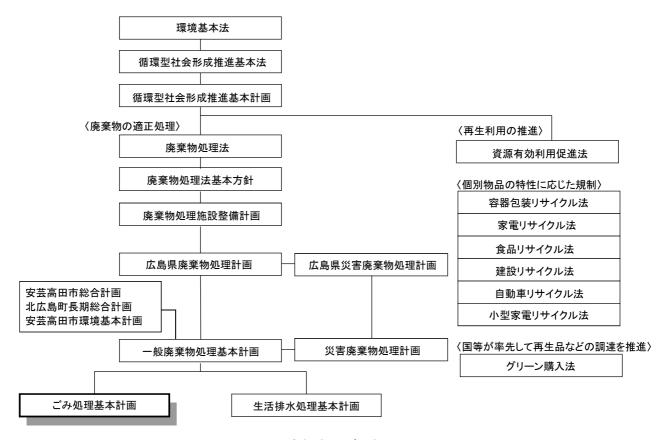


図 1 本組合のごみ処理フロー

#### 第3節 計画目標年次

本計画は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度を目標年度とする 10 ヶ年計画とします。 また、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見 直しを行うものとします。

